

宮崎県で口蹄疫の疑似患畜が確認されました

4月20日、宮崎県児湯（こゆ）郡都農（つの）町の繁殖牛農場（16頭飼養）で、家畜伝染病である口蹄疫の疑似患畜が確認されました。

また、21日、1例目の農場から南東約3kmの児湯郡川南（かわみなみ）町大字川南の乳肉複合経営農場（65頭飼養）において2例目の疑似患畜が、さらに、児湯郡川南町（2例目の農場から北約400m）の肉用牛肥育農場（118頭飼養）において3例目の疑似患畜が確認されました。

発生農場については、飼養牛の殺処分や畜舎消毒が行われるとともに、発生農場を中心とした移動制限区域の設定等の防疫措置が講じられます。

口蹄疫とは

原因は「口蹄疫ウイルス」です。

牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか、いのしし等が感染します。

突然40～41の発熱、元気消失に陥ると同時に多量の流涎（よだれ）がみられ、口、蹄、乳頭等に水疱やびらんを形成し、食欲不振、跛行（足をひきづる）を呈します。

治療がないため発生した場合は、家畜伝染病予防法に基づき、まん延防止のため殺処分が義務づけられています。

口蹄疫ウイルスに有効な消毒薬

- ・ヨウ素系消毒薬
- ・塩素系消毒薬
- ・アルデヒド系消毒薬
- ・その他（消石灰、生石灰等）

畜産農家の皆様へ

飼養家畜を十分観察し上記の様な症状があった場合には、直ちに家畜保健衛生所に連絡してください。

農場への人の立入りを必要最小限とし、踏込み消毒槽を設置するなど防疫対策に万全を期されるようお願いいたします。

なお、消毒薬を家畜に使用する場合は出荷制限等の注意が必要です。用量・用法を正しく守って使用してください。

畜産関係者・獣医師の皆様へ

口蹄疫が疑われる事例があった場合には、直ちに家畜保健衛生所までご連絡ください。また、牛、豚を飼養する農家に出入りするときは車両消毒、器具器材の消毒を徹底し、衣服、長靴、手袋等は各農場で替えるか、消毒を確実に実施してください。

口蹄疫は、牛、豚等の偶蹄類の動物の病気であり、人に感染することはありません。また、感染牛の肉や牛乳が市場に出回ることはありませんが、仮に感染牛の肉や牛乳を摂取しても人体には影響ありません。

家畜に異常を発見した場合の連絡先

| | | |
|---------|--|---|
| 家畜保健衛生所 | 県央家畜保健衛生所 住所：海老名市本郷3658 電話：(046) 238-9111 FAX：(046) 238-9124 | 湘南家畜保健衛生所 住所：平塚市寺田縄345 電話：(0463)58-0152 FAX：(0463)58-5679 |
| | 所管区域 横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、三浦郡、愛甲郡 | 所管区域 平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、南足柄市、中井町、高座郡、中郡、足柄上郡、足柄下郡 |